

令和 3 年度栃木支部上期事業実施状況

◎計画を上回る実施状況
○計画どおりの実施状況
△計画を下回る実施状況

令和3年度上期 栃木支部事業計画実施状況（概要）

1. 基盤的保険者機能関係

| 令和3年度 栃木支部KPI | R元年度 実績 | R2年度 実績 | R3年度 目標 | R3年度上期 実績(栃木) | R3年度上期 実施状況 | R3年度上期 全国平均 | 新型コロナによる影響 |
|---|------------|------------|-------------|------------------|----------------|------------------|--|
| サービス水準の向上 【KPI】 ① サービススタンダードの達成状況を100%とする | 100% | 100% | 100% | 100% (7月時点) | ○ | 99.99% (6月時点) | |
| ② 現金給付等の申請に係る郵送化率を95.0%以上とする | 84.4% | 93.7% | 95.0% | 94.6% (6月時点) | △ | 95.0% (6月時点) | |
| 効果的なレセプト点検の推進 【KPI】 ① 社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率について対前年度以上とする | 0.353% | 0.315% | 対前年度以上 | 0.347% (7月時点) | ◎ | 0.320% (7月時点) | 内容点検員の出勤縮減（令和3年1月19～2月28日） 内容点検員の出勤縮減（令和3年8月20～9月30日、下期に影響） |
| ② 協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする | 4,086円 | 4,181円 | 対前年度以上 | 5,390円 (7月時点) | ◎ | 5,939円 (7月時点) | 内容点検員の出勤縮減（令和3年1月19～2月28日） 内容点検員の出勤縮減（令和3年8月20～9月30日、下期に影響） |
| 柔道整復施術療養費の照会業務の強化 【KPI】柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上の施術の申請の割合について対前年度以下とする | 1.27% | 1.37% | 対前年度以下 | 1.28% (7月時点) | ◎ | 1.01% (6月時点) | |
| 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進 【KPI】 ① 日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする | 94.64% | 95.16% | 対前年度以上 | 87.68% (8月時点) | △ | 84.93% (8月時点) | |
| ② 返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする | 58.68% | 79.06% | 対前年度以上 | 25.54% (8月時点) | △ | 27.18% (8月時点) | |
| 被扶養者資格の再確認の徹底 【KPI】被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を92.7%以上とする | 86.2% | 92.18% | 92.7% 以上 | 下期に実施 | — | 下期に実施 | |

2. 戦略的保険者機能関係

| 令和3年度 栃木支部KPI | R元年度 実績 | R2年度 実績 | R3年度 目標 | R3年度上期 実績(栃木) | R3年度上期 実施状況 | R3年度上期 全国平均 | 新型コロナによる影響 |
|---|------------|------------|----------------|--------------------|----------------|-----------------|--|
| i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上 【KPI】 ① 生活習慣病予防健診実施率を65.6%以上とする | 62.2% | 63.0% | 65.6% 以上 | 22.9% (7月時点) | △ | 17.1% (7月時点) | 加入者の健診受診控え（感染危惧・予防・事業継続を優先） ワクチン接種優先のため健診実施人数・時間の制限 |
| ② 事業者健診データ取得率を7.8%以上とする | 5.0% | 6.3% | 7.8% 以上 | 2.4% (9月時点) | ○ | 1.9% (9月時点) | 事業主の健診実施控え（感染危惧・予防・事業継続を優先） |
| ③ 被扶養者の特定健診受診率を30.5%以上とする | 28.1% | 24.3% | 30.5% 以上 | 12.1% (9月時点) | △ | 9.1% (8月時点) | 対象者の受診控え（感染危惧・予防） |
| ii) 特定保健指導の実施率の向上 【KPI】 ① 被保険者の特定保健指導の実施率を27.2%以上とする | 23.3% | 26.3% | 27.2% 以上 | 11.8% (8月時点) | ◎ | - | 事業所への訪問（対面）による面談控え（感染危惧・予防） |
| ② 被扶養者の特定保健指導の実施率を12.4%以上とする | 7.1% | 9.6% | 12.4% 以上 | 8.1% (8月時点) | ◎ | - | 対象者の受診控え（感染危惧・予防） |
| iii) 重症化予防対策の推進 【KPI】受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする | 9.4% | 10.1% | 11.8% 以上 | 10.0% (8月時点) | △ | - | 未治療者の医療機関受診控え（感染危惧・予防） |
| iv) コラボヘルスの推進 【KPI】健康宣言事業所数を1,100事業所以上とする | 9.4% | 997事業所 | 1,100事業所 以上 | 1,124事業所 (9月時点) | ◎ | - | |
| 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進 【KPI】全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を60.0%以上とする | 47.1% | 59.7% | 60.0% 以上 | 64.7% (9月時点) | ◎ | 45.7% (6月時点) | |
| ジェネリック医薬品の使用促進 【KPI】ジェネリック医薬品使用割合を年度末時点で80.0%以上とする | 78.5% | 80.8% | 80.0% 以上 | 80.4% (5月時点) | ○ | 80.5% (5月時点) | |
| 地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度に係る意見発信 i) 医療計画及び医療費適正化計画に係る意見発信 ii) 医療提供体制に係る意見発信 iii) 医療保険制度の持続可能性の確保等に向けた意見発信 iv) 上手な医療のかかり方に係る働きかけ 【KPI】効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を、全支部で実施する | 実施 | 実施 | 実施する | 実施 | ○ | - | |

3. 組織・運営体制関係

| 令和3年度 栃木支部KPI | R元年度 実績 | R2年度 実績 | R3年度 目標 | R3年度上期 実績(栃木) | R3年度上期 実施状況 | R3年度上期 全国平均 | 備考 |
|---|------------|------------|------------|------------------|----------------|----------------|----|
| 費用対効果を踏まえたコスト削減等 【KPI】一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下とする。ただし、入札件数の見込み件数が4件以下の場合は一者応札件数を1件以下とする。 | 0.0% | 0.0% | 20% 以下 | 0.0% (9月時点) | ○ | - | |

令和3年度上期事業実施状況（栃木支部）

| | 具体的施策等 | 実施状況 |
|---------------|---|--|
| 1. 基盤的保険者機能関係 | <p>1. 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いわゆる 2025 年問題をはじめとした現役世代の減少への課題に加え、今後の経済情勢が協会財政へ与える影響等について、支部評議会に必要な情報を提供し丁寧な説明をした上で、保険料率に関する議論を行う。 ・加入者や事業主に協会財政への理解をより深めていただくため、協会決算や今後の見通しに関する情報を発信する。 ・各審議会等の協議の場において、協会財政の安定化に資する意見を積極的に発信する。 <p>2. サービス水準の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ・加入者・事業主の利便性の向上や負担軽減の観点から、郵送による申請を促進する。 ・お客様満足度調査、お客様の声に基づく加入者・事業主の意見等から課題を見だし、迅速に対応する。 <p>■ KPI：①サービススタンダードの達成率を 100%とする ②現金給付等の申請に係る郵送化率を 95.0%とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①事務処理手順書に則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、現金給付の申請受付から支給までの標準期間（サービススタンダード：10 日間）を遵守する。 ②加入者・事業主からのご意見や苦情等について、迅速かつ正確に支 | <p>1. 健全な財政運営</p> <ul style="list-style-type: none"> ・協会の決算について、新型コロナ禍における特殊要因を踏まえた現状や今後の見通しを各種広報を活用し加入者・事業主に発信した。 ・支部長執筆 下野新聞日曜論壇 6 月 13 日 「医療費適正化へ好循環を」 8 月 22 日 「社会保障制度、関心持とう」 ・地域医療構想調整会議において、医療資源の効率的な活用や外来医療のかかり方の周知等について意見発信を行った。 <p>2. サービス水準の向上</p> <p>■KPI：①サービススタンダードの達成率：100% (R3.7 時点) ②現金給付等の申請に係る郵送化率：94.6% (R3.9 時点)</p> <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①毎月グループミーティングを実施することで、現金給付等の事務処理手順の標準化の徹底を図り、サービススタンダードを遵守した。 ②お客様からのご意見、苦情等は、朝礼、メール、回覧、ミーティン |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|--|--|
| <p>部内で情報共有し、更なるサービスの改善に結びつける。また、サービス水準向上のため、お客様満足度調査の結果に沿った支部内研修を行う。</p> <p>③事務処理誤りを防止するため、統一的処理ルール（業務マニュアルや事務処理手順書等）を遵守・徹底する。また、統一的処理ルールを遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行う。</p> <p>④加入者が申請書等を郵送で提出できるよう、広報を行うとともに加入者の立場に立った、よりきめ細やかな電話対応・窓口対応を行う。</p> <p>3. 限度額適用認定証の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンライン資格確認の実施状況をふまえ、引き続き事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットによる広報や、地域の医療機関及び市町村窓口申請書を配置するなど利用促進を図る。 ・医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度について、積極的に周知を図る。 <p>【具体的取組み】</p> <p>①医療機関窓口への限度額適用認定申請書の設置依頼を引き続き行う。</p> <p>②医療機関や市町村の窓口担当者が制度説明を容易にできるようにするため、支部で作成した限度額適用認定申請に係るチラシ等を積極的に活用する。</p> <p>③医療機関の窓口で自己負担額を確認できる制度の広報を、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットを活用し、積極的に行う。</p> <p>4. 現金給付の適正化の推進</p> | <p>グ等を活用し、職員に情報の共有化を行った。また、お客様満足度向上のための取り組みとして「電話対応チェックシート」を毎月実施した。また、チェックシートの効果は上司からフィードバックを行い、改善ポイントについて周知した。</p> <p>③勉強会、ミーティングを定期的に行い、統一的処理ルールの徹底、スキルの向上を図った。</p> <p>④郵送化率促進のため、各申請書に郵送を促す内容のスタンプを押印した。また、電話対応の際に郵送での案内を徹底した。</p> <p>3. 限度額適用認定証の利用促進</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①窓口限度額適用認定申請書の設置いただいている医療機関の依頼に応じ、限度額適用認定申請書を送付した。</p> <p>②高額療養費等の問い合わせがあった時に、限度額適用認定証の案内を合わせて行った。</p> <p>③限度額適用認定証の広報を、事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットを活用し実施した。</p> <p>4. 現金給付の適正化の推進</p> |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ・標準化した業務プロセスを徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ・傷病手当金と障害年金等との併給調整について適正に履行し、現金給付の適正化を推進する。 ・不正の疑いのある事案については、支部の保険給付適正化PTにて議論を行い、事業主への立入検査を積極的に行う。 <p>また、不正の疑われる申請について重点的に審査を行う。</p> <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事務処理手順書に則った業務の標準化・効率化・簡素化を徹底し、審査業務の正確性と迅速性を高める。 ②資格取得から請求までの期間が短期間である場合、療養担当者意見欄、レセプト等の内容確認と併せて、年金事務所と連携のうえ、資格取得が適正かどうかの確認を行う。 ③不正請求の疑いのある申請に対しては、保険給付適正化PTにおいて支給の適否を判断するとともに、年金事務所と連携のうえ、事業主への立入検査を行う。 ④システムで抽出される障害及び老齢年金との併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3ヶ月以内に併給調整処理を確実にを行う。 ⑤傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関する広報を積極的に行う。 ⑥傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底する。また、休業補償との併給調整に関する広報を積極的に行う。 <p>5. 効果的なレセプト点検の推進</p> | <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①毎月グループミーティングを実施し現金給付等の事務処理手順の標準化の徹底を図り、サービススタンダードを遵守した。 ②資格取得後3ヶ月以内の傷病手当金、資格取得後6ヶ月以内の出産手当金については、雇用契約書等を確認することにより資格取得が適正かどうか重点的に審査を行った。 ③保険給付適正化PTにおいて、支給の適否を適切に判断した。なお、立入検査の実施はなかった。 ④システムで抽出される障害及び老齢年金との併給調整対象者について、事務処理手順書に則り抽出後3ヶ月以内に併給調整処理を速やかに行った。 ⑤傷病手当金支給後の併給調整を減少させるため、同一傷病による障害年金との併給調整及び、資格喪失後の老齢年金との併給調整に関して、年金請求中の対象者に対しチラシを送付した。 ⑥傷病手当金と労災保険の休業補償給付との適正な併給調整のため、3ヶ月毎に労働基準監督署へ照会を行い、事務処理手順書に則った進捗管理を徹底した。 <p>5. 効果的なレセプト点検の推進</p> |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|---|--|
| <p>・医療費の適正化を図るために、資格・外傷・内容点検の各点検を実施する。</p> <p>・レセプト点検の効果向上に向けた行動計画に基づき、レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効率的な点検により、査定率向上に取り組む。</p> <p>■ KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率(※)を対前年度以上とする (※) 査定率=レセプト点検により査定(減額)した額÷協会けんぽの医療費総額 ②支部の再審査レセプト1件当たりの査定額を対前年度以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①資格・外傷点検については、システムスケジュールに基づき効率よく点検を実施する。</p> <p>②内容点検については、PDCAサイクルにより効果額向上を図り、社会保険診療報酬支払基金の一次審査と合算したレセプト点検の査定率及び協会けんぽの再審査レセプト1件当たりの査定額を前年度以上とする。</p> <p>③レセプト点検の質的向上とシステムを活用した効果的な点検を実施するための勉強会を開催するとともに、各種研修会受講後に伝達等を確実にを行うことにより、点検員のスキルアップを図る。</p> <p>6. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> <p>・多部位(施術箇所が3部位以上)かつ頻回(施術日数が月15日以上)の申請や負傷部位を意図的に変更するいわゆる「部位ころがし」と呼</p> | <p>■ KPI: ①社会保険診療報酬支払基金と合算したレセプト点検の査定率: 0.346% (R3.6月末) 令和2年度: 0.313% (R2.6月末)</p> <p>②支部の再審査レセプト1件当たりの査定額: 5,418円 (R3.6月末) 令和2年度: 4,106円 (R2.6月末)</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①資格・外傷点検は、点検事務手順書による統一的な事務処理を行い、効率的・効果的な点検を行った。</p> <p>②内容点検は、内容点検行動計画により、毎月の進捗管理の検証と対策を行い、査定率の向上に努めた。また、KPI達成のため、支払基金と定期的・継続的に協議を行い連携強化を図った。</p> <p>③審査医師(歯科医師、薬剤師)による勉強会を定期的に行い、点検員のスキルアップを図った。</p> <p>6. 柔道整復施術療養費等の照会業務の強化</p> |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|--|--|
| <p>ばれる過剰受診について、加入者に対する文書照会を強化する。</p> <p>なお、加入者に対する文書照会を行う際には、制度の仕組みを解説したリーフレットを同封するなど、柔道整復施術受診についての正しい知識の普及を図る。</p> <p>■ KPI：柔道整復施術療養費の申請に占める、施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合について対前年度以下とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①加入者への文書照会については、多部位施術（3部位以上）または頻回傾向施術（1カ月あたり10回以上）の申請に対象範囲を拡大し照会を行う。</p> <p>②12カ月間に10カ月以上の支給記録があり、初検日が複数回動いている加入者に対し照会を行う。</p> <p>③加入者への文書照会の結果、不正請求の疑いが強いものについては、保険給付適正化PTを経て、厚生局への情報提供を積極的に行う。</p> <p>④事業主や健康保険委員へのチラシやリーフレットを活用し、適正な受診に関する広報を行う。</p> <p>7. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査手順の標準化を推進する。 ・ 文書化された医師の再同意の確認を確実に実施する。 <p>【具体的取組み】</p> <p>①本部から示されている、審査手順書に基づく標準化を徹底し、特に医師による再同意の確認を確実にを行う。</p> | <p>■ KPI：施術箇所3部位以上、かつ月15日以上 of 施術の申請の割合 1.28% (R3.7月末)</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①加入者への文書照会については、多部位施術（3部位以上）または頻回傾向施術（1カ月あたり10回以上）の申請に対象範囲を拡大し照会を行った。</p> <p>②12カ月間に10カ月以上の支給記録がある加入者は、栃木支部の平均施術日数と金額を併記した「過去1年間の施術記録（1カ月あたりの施術日数、負担額など）」に併せ、自身で記載する受診記録表、柔整師のかかり方のチラシを送付した。</p> <p>③不正請求の疑いが強いものについては、面接指導を行い、施術記録の確認や適正な保険請求の指導を行った。また、厚生局への情報提供を行う案件はなかった。</p> <p>7. あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の審査手順の最適化の推進</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①本部から示されている、審査手順書に基づく標準化を徹底し、特に医師による再同意の確認を確実に行った。</p> |

| | 具体的施策等 | 実施状況 |
|--|--|--|
| | <p>②不正の疑いがある案件は厚生局に情報提供を行う。また、厚生局へ情報提供を行った不正疑い事案については、逐次対応状況を確認し適正化を図る。</p> <p>8. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本年金機構の資格喪失処理後2週間以内に、保険証未回収者に対する返納催告を行うことを徹底するとともに、被保険者証回収不能届を活用した電話催告等を強化する。 ・未返納の多い事業所データを活用した、事業所への文書等による資格喪失届への保険証添付の徹底を周知する。 ・債権の早期回収に取り組むとともに、保険者間調整の積極的な実施及び費用対効果を踏まえた法的手続きの実施により、返納金債権の回収率の向上を図る。 <p>■ KPI: ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率を対前年度以上とする ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率を対前年度以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①広報媒体や各種研修会等を通じて、資格喪失時の保険証回収に係る周知を行うとともに、日本年金機構、社会保険労務士会等へ保険証早期回収の依頼を行う。</p> | <p>②1カ月あたりの請求日数が20日を超え、不正請求の疑いが強いものについては、施術所を支部へ呼び出しの上、施術記録の確認や適正な保険請求の指導を行った。また、厚生局への情報提供を行う案件はなかった。</p> <p>8. 返納金債権の発生防止のための保険証回収強化及び債権管理回収業務の推進</p> <p>■ KPI: ①日本年金機構回収分も含めた資格喪失後1か月以内の保険証回収率：87.68%（R3.8時点） 令和2年度：96.90%（R2.8時点） ②返納金債権（資格喪失後受診に係るものに限る。）の回収率：25.54%（R3.8時点） 令和2年度：31.11%（R2.8時点）</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①・「協会けんぽとちぎ」「社会保険とちぎ」等の広報媒体を活用して保険証回収にかかる周知に努めた。</p> <p>・日本年金機構に対し保険証回収の徹底するよう依頼した。また、あわせて保険証が添付されていない場合は、事業所より被保険者</p> |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|---|---|
| <p>②未返納の多い事業所データを活用し、資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所へ、資格喪失時の保険証回収に係る注意喚起を文書等にて行う。</p> <p>③文書・電話・訪問による催告を強化し、返納金債権の早期回収を図るとともに、法的手続きを徹底する。</p> <p>④資格喪失後による返納金債権については、国民健康保険との保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行う。</p> <p>⑤損害賠償金債権については、損害保険会社等に対し早期に折衝を行い、確実な債権回収に努める。</p> <p>9. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。 ・事業所からの被扶養者資格確認リストを確実に回収するため、未提出事業所への勧奨を行う。 ・未送達事業所については所在地調査により送達の徹底を行う。 <p>■ KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率を 92.7% 以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①マイナンバーを活用した被扶養者資格再確認を実施する。</p> <p>②未提出の事業所に対して、早期に文書や電話、訪問による勧奨を行う。</p> <p>③未送達事業所については、年金事務所から事業所情報の提供を受け、再送付を行う。それでもなお、所在不明の事業所については、年金</p> | <p>証回収不能届の提出を求めるよう依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会保険労務士会の会報誌に保険証回収にかかるチラシを同封し、早期回収の依頼を行った。 <p>②資格喪失届提出時に保険証の添付がない事業所に対し、資格喪失時の保険証回収に係る注意喚起を文書等にて行った。(R3.4~8月548件)</p> <p>③返納金債権の早期回収のため、文書・電話による催告を強化するとともに、法的手続きによる回収を行った。(R3.8現在11件)</p> <p>④資格喪失後受診による返納金債権については、市町村国保との保険者間調整を積極的に活用し、確実な債権回収を行った。(R3.8月末現在100件)</p> <p>⑤損害賠償金債権について、納付期限管理を徹底し、確実な債権回収に努めた。</p> <p>9. 被扶養者資格の再確認の徹底</p> <p>■ KPI:被扶養者資格の確認対象事業所からの確認書の提出率: 1%</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①②③④下期予定。</p> |

| | 具体的施策等 | 実施状況 |
|--|--|--|
| | <p>事務所等へ実態調査の依頼を行う。</p> <p>④高齢者医療制度納付金等に係る拠出金の算定方法が毎月の加入者の人数等に応じて算出されることから提出された被扶養者異動届については、届書の内容確認、年金事務所への引き継ぎを速やかに行う。</p> <p>10. 業務改革の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金給付業務等について、業務マニュアルや手順書に基づく統一的な事務処理の徹底を図り、業務の標準化・効率化・簡素化を推進する。 ・職員の意識改革の促進を図り、業務量の多寡や優先度に対応する柔軟かつ最適な事務処理体制の定着化により、柔軟かつ筋肉質な組織を構築し、生産性の向上を推進する。 <p>【具体的取組み】</p> <p>①業務マニュアルや事務処理手順書に基づく統一的な事務処理を遵守・徹底する。</p> <p>②統一的な事務処理を遵守・徹底するという意識向上や情報共有のため、毎月ミーティング等を行い、現金給付等の業務処理手順の更なる標準化・効率化・簡素化を徹底する。</p> <p>③職員の知識レベルや処理速度を随時確認し、多能化と生産性向上を目的とした人材育成計画に基づき、業務担当ごとのユニットの編成、及び日々の業務の割振りを実施する。</p> <p>④経験の浅い職員に対し、OJTによる研修に加え、勉強会を毎週実施しスキルレベルの底上げを図る。</p> | <p>10. 業務改革の推進</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①グループミーティングを利用し、統一的な事務処理について、整理し周知を図った。また、ユニットミーティングで事務処理手順書に基づく統一的な事務処理を遵守・徹底の周知を行った。</p> <p>②毎月グループミーティングを実施し現金給付等の事務処理手順の標準化の徹底を図った。</p> <p>③職員の知識レベルや処理速度を随時確認し、多能化と生産性向上を目的とした人材育成計画を立て、業務担当ごとのユニットを編成。月次で進捗を確認の上、次月の目標を設定し、日々の業務の割振りを実施した。</p> <p>④経験の浅い職員に対し、OJTによる研修に加え、勉強会を毎週実施しスキルレベルの底上げを図った。</p> |

| | 具体的施策等 | 実施状況 |
|---------------|---|---|
| 2. 戦略的保険者機能関係 | <p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施 上位目標：健康経営の考え方を普及し、保健指導の徹底、健診受診率アップによりメタボリックシンドローム該当者および予備群に該当する者を25%減らす。（2017年度メタボリックシンドローム該当者15.8%、予備群13.4%から2026年度に向けて該当者11.9%、予備群10.1%とする）～メタボリックシンドローム起因の疾病を予防する～</p> <p>（1）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率を65.6%とする ②事業者健診データ取得率を7.8%とする ③被扶養者の特定健診受診率を30.5%とする ●被保険者（40歳以上）（受診対象者数：221,517人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率65.6% (実施見込者数：145,375人) ・事業者健診データ 取得率7.8% (取得見込者数：17,278人) ●被扶養者（受診対象者数：62,335人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率30.5% (実施見込者数：19,012人) <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生活習慣病予防健診 ①生活習慣病予防健診未利用事業所へ、定期健康診断からの切り替えを促すよう事業所訪問及び健診機関からの受診勧奨を実施する。 ②生活習慣病予防健診の受診者数増加のため、健診機関毎に目標値を | <p>1. 第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）の着実な実施</p> <p>（1）特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：①生活習慣病予防健診実施率：22.9%（7月受診分） ②事業者健診データ取得率：2.4%（9月処理分） ③被扶養者の特定健診受診率：12.1%（9月処理分） ●被保険者（40歳以上）（受診対象者数：220,942人） <ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防健診 実施率：22.9% (実施者数：50,579人) ・事業者健診データ 取得率：2.4% (取得者数：5,287人) ●被扶養者（受診対象者数：57,979人） <ul style="list-style-type: none"> ・特定健康診査 実施率：12.1% (実施者数：6,994人) <p>【具体的取組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆生活習慣病予防健診 ①生活習慣病予防健診未利用事業所へ、健診実施機関による生活習慣病予防健診の受診勧奨（DM、電話、訪問）を実施中（約10,000社へ勧奨実施。12機関が参加）。また、事業者健診データ取得の業務委託に併せ、生活習慣病予防健診への切り替えを依頼している。 ②健診機関毎に前年度実績以上等の目標を設定し、上回った場合にイ |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|---|--|
| <p>設定し、健診機関による受診勧奨を促す。</p> <p>③生活習慣病予防健診の利点を伝え、利用を促すことを目的に、小規模事業所の加入者個人を対象に受診勧奨を行う。</p> <p>④新規適用事業所へ健診案内送付後、制度説明及び受診確認の電話勧奨を実施する。</p> <p>◆事業者健診データ取得</p> <p>⑤同意書取得済み事業所の健診機関情報を再確認し、効果的に事業者健診結果データの取得・管理を行う。また、労働局・栃木県との連名による同意書新規取得を継続して行う。</p> <p>⑥健診結果作成についての契約を締結していない健診機関・医療機関へ契約締結の働きかけを行い、データ取得に結び付ける。また、検査・問診の必須項目不足によりデータ取得に至らない健診機関へは、全項目実施を事業所へ案内するよう働きかける。</p> <p>◆被扶養者の特定健診</p> <p>⑦市町の集団健診を最大限に活用できるよう、市町毎の健診日程を受診券に同封して周知する。</p> <p>⑧経済団体や市町と連携した集団健診等を実施する。</p> <p>⑨支部独自の集団健診（オプション健診）の場を県内全域をカバーするように設け、特に未受診者の多い地域の回数を増やすことで受</p> | <p>ンセンティブを支払うことで健診機関による積極的な受診勧奨を促している。42 機関中 32 機関が参加、実施中。</p> <p>③生活習慣病予防健診の利点を伝え、利用を促すことを目的に、被保険者 5 人以下程度の小規模事業所の加入者個人を対象に受診勧奨のための案内文の発送を下期に実施する予定。（R4.1 月実施予定）</p> <p>④新規適用事業所へ定期的に健診案内送付後、制度説明及び受診確認を外部委託事業者により電話勧奨を実施。5 月～9 月実施件数 834 件、以降継続実施。</p> <p>◆事業者健診データ取得</p> <p>⑤昨年度まで提出された同意書のうち、健診機関の変更等により事業所 1,671 社宛てに再確認を実施し、595 社から回答を得た。本結果を反映し、再確認後の医療機関に対し健診結果のデータ提供を依頼している。また、外部委託事業者による、栃木支部・労働局・栃木県との 3 者連名通知等を約 2,600 社へ送付しデータの提供依頼（DM、電話勧奨）を実施中。</p> <p>⑥健診項目不足によりデータ取得に至らない健診機関へは、労安法に基づく健診項目を適切に実施するよう随時働きかけている。また、健診結果のデータ提供の契約に至っていない医療機関に対しては、外部委託事業者より約 100 機関に対してデータ提供を依頼（DM、電話勧奨）する（下期実施）。</p> <p>◆被扶養者の特定健診</p> <p>⑦年度当初並びにその後の新規加入扶養者への受診券発送時、栃木県内在住市町毎に各市町の集団健診日程表を同封し周知することにより、受診しやすい環境を整えている。</p> <p>⑧県内全市町での集団健診を市町との連携のもと実施している。</p> <p>⑨オプション健診については、県内各地で上期 40 回実施。案内リーフレットを A4 判圧着見開きカラー刷りにする等着目されるようエ</p> |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|---|--|
| <p>診者アップを図る。</p> <p>⑩被扶養者で定期健康診断を受診している場合に、受診券を使用して特定健診として実施できるよう健診機関に働きかけ実施方法を検討する。</p> <p>(2) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>■ KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率を 27.2%とする ②被扶養者の特定保健指導の実施率を 12.4%とする</p> <p>●被保険者 (実施対象者数 : 32,855 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 27.2% (実施見込者数 : 8,936 人) (内訳) 協会保健師実施分 15.0% (実施見込者数 : 4,936 人) アウトソース分 12.2% (実施見込者数 : 4,000 人) <p>●被扶養者 (実施対象者数 : 1,635 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 12.4% (実施見込者数 : 203 人) (内訳) 協会保健師実施分 5.5% (実施見込者数 : 90 人) アウトソース分 6.9% (実施見込者数 : 113 人) <p>【具体的取組み】</p> <p>①外部委託をより一層推進するため、健診機関の経営層に対し、健診当日の初回面談・分割実施への体制整備・強化に向けた働きかけを行う。</p> <p>②健康経営の取り組みの一環としての保健指導実施が定着するよう、対象者数の多い事業所を訪問し、事業主・経営層に働きかけを行う。</p> <p>③外部委託機関との連携強化のため、委託機関の保健指導担当者との意見交換の場を設け情報共有を図る。</p> <p>④被扶養者の保健指導については、支部主催の集団健診の機会を最大限に活用して実施する。また、各地域での来所相談の場を設けるな</p> | <p>夫、上期においては約 2,000 名 (集計中) が受診した。</p> <p>⑩定期健康診断では保険証の確認が必須ではなく、健診機関側で協会けんぽの被扶養者であるかの判別が困難なため、受診券の効果的な利用勧奨方法を検討中。</p> <p>(2) 特定保健指導の実施率の向上</p> <p>■ KPI : ①被保険者の特定保健指導の実施率 : 11.8% (R3.8 時点) ②被扶養者の特定保健指導の実施率 : 8.1% (R3.8 時点)</p> <p>●被保険者 (実施対象者数 : 32,855 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 : 11.8% (実施者数 : 3,864 人) (内訳) 協会保健師実施分 4.3% (実施者数 : 1,410 人) アウトソース分 7.5% (実施者数 : 2,454 人) <p>●被扶養者 (受診対象者数 : 1,635 人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施率 : 8.1% (実施者数 : 133 人) (内訳) 協会保健師実施分 3.5% (実施者数 : 58 人) アウトソース分 4.6% (実施者数 : 75 人) <p>【具体的取組み】</p> <p>①第 1 四半期の実績に基づき、実施計画との差異について文書にて各医療機関へフィードバックを実施 (委託 13 実施機関)。実施体制の整備・強化を働きかけた。(四半期ごとに実施していく)</p> <p>②新型コロナウイルス感染症の影響で、計画していた事業所訪問はできなかった。保健指導を案内する電話勧奨や広報で工夫し実施事業所数の増加を図った。</p> <p>③外部委託専門機関とは定期的にリモートによる意見交換を行い、委託医療機関からは問合せ等の対応を随時行っている。</p> <p>④被扶養者の保健指導については、オプション健診等当日の保健指導実施を健診機関に働きかけ、健診機関で実施できない場合は、支</p> |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|---|---|
| <p>ど、対象者が利用しやすい環境を整える。</p> <p>⑤健診結果の改善が見られない対象者へ検査値の経年変化と改善対策を示すことで保健指導の利用につなげ、行動変容を促す。</p> <p>⑥保健指導対象者の更なる利便性の向上を図るため、ICT技術を活用する。</p> <p>(3) 重症化予防対策の推進</p> <p>■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合を11.8%以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①本部からの一次勧奨通知発送後に電話勧奨を実施する。その後の受診状況を確認し、受診を確認できない対象者については再度勧奨する。</p> <p>②二次勧奨対象者には、健診結果に受診勧奨文書を同封することで、検査値の意味や受診の必要性についての理解を促し、受診に結び付ける。</p> <p>③二次勧奨対象者へは、医師会との連名による文書勧奨を遅滞なく行うと同時に、支部の保健師による電話勧奨を実施する。</p> <p>④特定保健指導の対象者のうち、医療機関への受診が必要な方に対しての受診勧奨を徹底して実施する。</p> <p>⑤糖尿病重症化予防、糖尿病性腎症患者への保健指導については、栃木県糖尿病重症化予防プログラムに則り、健診データやレセプト情報から該当者を抽出し、郡市医師会や他の保険者と連携して効果的に事業を進める。</p> | <p>部の保健師等により実施し実績につなげている。</p> <p>⑤メタボに着目した健診経年結果通知（アドバイスシート）を個人へ送付。（上期6,780通送付済。下期残り分約1,200通送付予定。）</p> <p>⑥事業所の希望に応じてリモートによる特定保健指導を実施し、利便性の向上を図っている。（上期12社91名に実施。）</p> <p>(3) 重症化予防対策の推進</p> <p>■ KPI: 受診勧奨後3か月以内に医療機関を受診した者の割合10.0% (R3.8時点)</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①本部からの一次勧奨通知送付後、委託事業者による電話勧奨を行い、必要性を訴え受診を促している。</p> <p>②健診実施機関からの結果送付に、健診実施機関が独自に作成したり一フレット並びに協会から提供したり一フレットを同封することにより、より迅速な受診を促している。（契約健診実施機関：10機関）</p> <p>③二次勧奨対象者へ、医師会との連名による文書勧奨を実施している。電話勧奨については、委託事業者による勧奨を2回行い、必要性を訴え受診を促している。</p> <p>④特定保健指導の対象者のうち、医療機関への受診が必要な方に対しては、初回面談や継続支援を通して受診勧奨を実施している。</p> <p>⑤栃木県と連携し支部保健師が県内各地域の糖尿病重症化予防プログラム推進医を訪問。プログラムの概要、保険者等に対する協力・連携依頼を実施。プログラムに則った対象者への保健指導の実施は下期を予定している。</p> |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|---|---|
| <p>(4) 保健指導を担う人材の育成</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①対象者に響く質の高い保健指導の実施、要治療者への確実な受診勧奨、糖尿病重症化予防の推進など、各々に必要な知識・スキルを身に着けるため、支部所属保健師・管理栄養士の研修内容の充実を図り、個人の実績に基づいた育成を行う。</p> <p>②健康宣言事業所のフォローアップ等事業所と連携した健康づくりの実施に向けて、保健師・管理栄養士の専門性を活かした取組みを検討する。</p> <p>(5) コラボヘルスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・とちぎ健康経営宣言事業所数の更なる拡大を図るとともに、事業所において家族を含めた健康づくりを推進するよう、事業所支援等を拡充する。 ・保険者として、事業所等と連携したメンタルヘルス予防対策の推進に努める。 <p>■ KPI：健康宣言事業所数を1,100事業所以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①とちぎ健康経営宣言事業所の拡大およびフォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係団体と連携し、健康宣言事業所数を拡大させる。 ・健診実施率などの実績が高い事業所に対し、積極的に健康宣言への働きかけを行う。 ・健康経営への取組みの評価あるいは健康経営に取り組む必要性を事業主に理解いただくため、事業所訪問などにより事業所カルテ等を提供する。 ・健康経営に基づく他事業所の好事例など取組みの具体策を提供す | <p>(4) 保健指導を担う人材の育成</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①支部内研修会を活用し、対象者に響く質の高い保健指導の実施、要治療者への確実な受診勧奨、糖尿病重症化予防の推進など、各々に必要な知識・スキルを身に着けるため、参加した研修会の伝達やグループワークを実施している。</p> <p>②健康宣言事業所には積極的な保健指導の利用勧奨を実施し、希望に合わせ集団学習を実施している。(上期2事業所集団学習実施)</p> <p>(5) コラボヘルスの推進</p> <p>■ KPI：健康宣言事業所数：1,124事業所 (R3.9月末時点) (新規事業所数：128事業所 (R3.4月～R3.9月末))</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①とちぎ健康経営宣言事業所の拡大およびフォロー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに生保会社2社と「健康経営の普及促進」事業における協定を締結し、宣言事業所を拡大させた。(生損保会社による新規宣言取得28件) ・健診実施率などの実績が高い事業所(223事業所)に対し、勧奨文書及び事業所カルテ、運動セミナー案内を送付した。(9月末送付) ・健康宣言の取組みの基本モデル・実施例に基づき、宣言項目を変更し、新規宣言事業所の取組みを促進させた。また、見える化ツールを事業所健康度診断(事業所カルテ)に一本化し、2,339事業所に送付した。 |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|---|---|
| <p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体活動量増加セミナーや YouTube 等の動画を活用した運動支援を実施する。 ・関係団体と連携し、経済産業省の「健康経営優良法人認定制度」のフォローを実施する。 <p>②とちぎ健康経営事業所認定制度の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・栃木県及び健康保険組合連合会栃木連合会と協働し、従業員等の健康管理、増進に積極的に取組む事業所を「とちぎ健康経営事業所」として認定する。 <p>③効果検証</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取組みを振り返るアンケート及び健診結果による健康リスク等を集計し効果を検証する。 <p>④メンタルヘルス予防対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内外の資源を活用し、事業所のメンタルヘルス予防対策を推進する。 <p>2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組、」「④健康づくり」を主な広報テーマとし、事業主、加入者へ引き続き分かりやすくタイムリーな情報を発信する。 ・健康保険委員の委嘱拡大に向けた取り組みを強化するとともに、健康保険委員活動の活性化を図るための研修や広報誌等を通じた情報提供を実施する。 | <p>これらの変更に伴い、足利銀行、栃木県との協定における「健康経営応援ローン」の内容改定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康経営宣言事業所に対し、健康づくりサポートの発信を定期的に行った。(4月：特定健診勧奨 7月：メンタルヘルス 10月(予定)：ロコモティブシンドローム) ・運動セミナーについて、事業所が取り組みやすくするため、講師派遣、オンラインなど複数の実施方法を準備した。(実績 講師派遣：8件 オンライン等：45件) <p>②栃木県及び健康保険組合連合会栃木連合会と協働し、とちぎ健康経営事業所の認定を行った。(認定事業所数 244 事業所 申請数 259 事業所)</p> <p>③④下期予定</p> <p>2. 広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進</p> |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|--|--|
| <p>■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合を 60.0%以上とする</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①定期広報誌（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ、協会けんぽとちぎ）やホームページ、メールマガジン等を活用し、「①協会の概要・財政状況」「②申請手続き」「③医療費適正化への取組」「④健康づくり」を柱とした広報を実施することで、協会の事業や医療費適正化、健康づくりの理解を促進する。</p> <p>②マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。</p> <p>③令和2年度に事業主に対し実施したアンケート調査結果や広報実施結果に基づき、有効な媒体を活用し、広報を実施する。</p> <p>④YouTube 広告を活用し、幅広い層へ周知し、加入者の制度理解を促進する。</p> <p>⑤商工会議所等、関係団体の機関誌へ広報記事の定期掲載を実施する。</p> <p>⑥ウィズコロナを前提とした、広報や研修、啓発方法を検討、実施する。</p> | <p>■ KPI: 全被保険者数に占める健康保険委員が委嘱されている事業所の被保険者数の割合：64.7%（R3.9月末時点）</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報委員会を毎月開催し各グループの情報を共有したうえで、広報計画に則って効果的な広報を実施した。 ・ メールマガジンについて、最後まで読んでもらえるよう1度に発信する内容を絞り、月1回から月2回の配信に変更した。 ・ 適正受診の行動を促すため、0歳児がいる家庭に対し医療費（福祉医療助成制度）に関する情報、お薬手帳カバー（アンパンマン「#8000」）を提供した。（793件） <p>②③新聞を通じた広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部長執筆 下野新聞日曜論壇 4月4日 「重症化予防の受診行動を」 5月9日 「健康経営、積極的に実践を」 6月13日 「医療費適正化へ好循環を」 7月18日 「医療のかかり方見直そう」 8月22日 「社会保障制度、関心持とう」 ・ 下野新聞論説 9月17日「とちぎ健康経営認定制度 重要性を理解し前向きに」 <p>④上手な医療のかかり方に着目したYouTube 広告を作成し、下期に配信を行う。Ⅰ病院時間外受診の抑制 Ⅱ子ども医療電話相談周知 Ⅲ受診料について</p> <p>⑤栃木県商工会議所議員大会冊子の広告欄にとちぎ健康経営事業所に関する広報を掲載した。</p> <p>⑥下期予定</p> |

| 具体的施策等 | 実施状況 | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---------|---------|---------|------|-------|-------|--------|---------|---------|--|---------|---------|------|---------|---------|
| <p>⑦事業所へ文書、電話、訪問による健康保険委員の委嘱およびメールマガジンの登録勧奨を実施する。</p> <p>⑧申請書の提出先や記入例や保健事業等について掲載した「協会けんぽのしおり」の内容を充実させ提供することで、健康保険委員活動の活性化を図る。</p> <p>3. ジェネリック医薬品の使用促進</p> <p><課題分析></p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部作成の「ジェネリックカルテ」及び「データブック」によりに重点的に取り組むべき課題（阻害要因）を明確にし、対策の優先順位を付けて取り組む。 <p><医療機関・薬局へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療機関・薬局向け見える化ツール」及び「医薬品実績リスト」等の情報提供ツールを活用して、医療機関・薬局に対する働きかけを継続する。 <p><加入者へのアプローチ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者にジェネリック医薬品を正しく理解していただけるよう、ジェネリック医薬品軽減額通知や希望シールの配布、若年層への重点的な広報等を実施する。 | <p>⑦新規適用事業所に対する勧奨 1,333 件（再勧奨含） 中小規模事業所に対する勧奨 4,782 件 健康保険委員 新規登録事業所数：1,194 件</p> <table border="1" data-bbox="1240 325 1910 475"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年9月末</th> <th>令和3年9月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>カバー率</td> <td>52.2%</td> <td>64.7%</td> </tr> <tr> <td>累計事業所数</td> <td>3,830 社</td> <td>7,391 社</td> </tr> </tbody> </table> <p>メールマガジン 新規登録者数：1,338 件</p> <table border="1" data-bbox="1240 523 1910 624"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和2年9月末</th> <th>令和3年9月末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配信件数</td> <td>3,544 件</td> <td>6,239 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑧下期予定</p> <p>3. ジェネリック医薬品の使用促進</p> | | 令和2年9月末 | 令和3年9月末 | カバー率 | 52.2% | 64.7% | 累計事業所数 | 3,830 社 | 7,391 社 | | 令和2年9月末 | 令和3年9月末 | 配信件数 | 3,544 件 | 6,239 件 |
| | 令和2年9月末 | 令和3年9月末 | | | | | | | | | | | | | | |
| カバー率 | 52.2% | 64.7% | | | | | | | | | | | | | | |
| 累計事業所数 | 3,830 社 | 7,391 社 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 令和2年9月末 | 令和3年9月末 | | | | | | | | | | | | | | |
| 配信件数 | 3,544 件 | 6,239 件 | | | | | | | | | | | | | | |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|---|---|
| <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）を 80.0%以上とする （※）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①ジェネリックカルテや年齢別、地域別、医療機関別の使用割合等のデータを用い、また、医療機関及び保険薬局へ訪問すること等により情報収集を行い、支部の課題を把握する。</p> <p>②ジェネリック情報提供ツールを活用し、医療機関及び保険薬局へ訪問及び文書による働きかけを行う。 また、医療機関あて情報提供文書を栃木県保健福祉部長と栃木支部長の連名、薬局あて文書においては栃木県薬剤師会長を含め 3 者連名で送付することにより、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。</p> <p>③15 歳未満のジェネリック医薬品使用割合が低いことから、15 歳未満の被扶養者がいる家庭へ、健康保険制度への財政効果や安全性などの情報提供を行うことで、親世代の理解を促進する。</p> <p>④栃木県薬剤師会等の関係団体と連携し、地域における積極的な啓発活動を実施する。</p> <p>⑤ジェネリック医薬品希望シールやリーフレット等の配布、また、YouTube や SNS を活用した広報により加入者の理解を促進する。</p> <p>4. インセンティブ制度の着実な実施 ・加入者及び事業主にインセンティブ制度の仕組や意義を理解していただけるよう、周知広報を行う。</p> <p>【具体的取組み】</p> | <p>■ KPI：ジェネリック医薬品使用割合（※）：80.8%（R3.5 時点） （※）医科、DPC、調剤、歯科における使用割合</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①②情報提供ツールを医療機関・保険薬局に対し送付し文書による働きかけを行った。また患者の待ち時間等に配布してもらうため、若年層向け及び新たな慢性疾患患者向けのチラシを提供し、加入者のジェネリック医薬品への理解促進を行った。（R3.7 月）</p> <p>情報提供ツール送付件数 医療機関：1,003 件 保険薬局：752 件</p> <p>患者向けチラシ配布数 若年層向け：340 枚 慢性疾患患者向け：350 枚</p> <p>③下期予定</p> <p>④下期予定</p> <p>⑤適正受診の行動を促すため、0 歳児がいる家庭に対し医療費（福祉医療助成制度）に関する情報、お薬手帳カバー（アンパンマン「#8000」）を提供した。（再掲）</p> <p>4. インセンティブ制度の着実な実施</p> <p>【具体的取組み】</p> |

| | 具体的施策等 | 実施状況 | | | | | | | | |
|----------------|---|--|-------|------|----------------|--------|----------|--|--------------|--------|
| | <p>①評価指標に対する実績が低い事業所等へインセンティブレポートを配布し、事業主や加入者の理解を促進することで、行動変容を促す。</p> <p>②令和2年度に事業主に対し実施したアンケート調査結果や広報実施結果に基づき、有効な媒体を活用し、広報を実施する。</p> <p>5. パイロット事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険者機能の発揮による総合的な取組を推進するための提案を行う。 <p>【具体的取組み】</p> <p>①全国展開の実現可能性を踏まえて、より質の高い事業となるよう十分議論、精査を行ったうえで提案する。</p> <p>6. 地域の医療提供体制等への働きかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用し効果的な意見を発信する。 ・地域医療を守る観点から、不要不急に時間外受診や休日受診を控えるなどの「上手な医療のかかり方」について、加入者や事業主に対して働きかけを実施する。 <p>■ KPI : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> | <p>①②下期予定</p> <p>5. パイロット事業</p> <p>【具体的取組み】</p> <p>①本部において、パイロット事業、支部調査研究事業、支部保険者機能強化予算を見直し、それぞれの位置づけや実施体制、連携方法等を検討するため、令和3年度の新規募集は休止となった。</p> <p>6. 地域の医療提供体制等への働きかけ</p> <p>■ KPI : 効率的・効果的な医療提供体制の構築に向けて、地域医療構想調整会議や医療審議会等の場において、医療データ等を活用した効果的な意見発信を実施する</p> <table border="1" data-bbox="1189 1241 2094 1437"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 1241 1794 1292">調整会議名</th> <th data-bbox="1794 1241 2094 1292">参画状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 1292 1794 1343">栃木県県北福祉センター協議会</td> <td data-bbox="1794 1292 2094 1343">企画総務部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1343 1794 1394">地域医療構想部会</td> <td data-bbox="1794 1343 2094 1394"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 1394 1794 1437">県西地域医療構想調整会議</td> <td data-bbox="1794 1394 2094 1437">企画総務部長</td> </tr> </tbody> </table> | 調整会議名 | 参画状況 | 栃木県県北福祉センター協議会 | 企画総務部長 | 地域医療構想部会 | | 県西地域医療構想調整会議 | 企画総務部長 |
| 調整会議名 | 参画状況 | | | | | | | | | |
| 栃木県県北福祉センター協議会 | 企画総務部長 | | | | | | | | | |
| 地域医療構想部会 | | | | | | | | | | |
| 県西地域医療構想調整会議 | 企画総務部長 | | | | | | | | | |

| 具体的施策等 | 実施状況 | |
|--|--|---------------|
| <p>【具体的取組み】</p> <p>①協会が保有するレセプトデータ等を活用し、適切な医療機能の分化・連携に向けた意見発信のための分析を行う。</p> <p>②定期広報誌（協会けんぽ栃木支部からのお知らせ、社会保険とちぎ、協会けんぽとちぎ）やホームページ、メールマガジン等を活用し、「上手な医療のかかり方」について、周知、広報を実施する。</p> <p>③マスメディアへの情報提供により、各種メディアを通じた広報を実施する。</p> | 宇都宮地域医療構想調整会議 | 支部長、健康保険組合連合会 |
| | 県東地域医療構想調整会議 | 支部長 |
| | 県南地域医療構想調整会議 | 健康保険組合連合会 |
| | 両毛地域医療構想調整会議 | 健康保険組合連合会 |
| | <p>【具体的取組み】</p> <p>①関係審議会への参画</p> <p>5月 第1回宇都宮地域医療構想調整会議（書面）（支部長）</p> <p>5月 第1回県東地域医療構想調整会議（書面）（支部長）</p> <p>5月 第1回県北地域医療構想調整会議（書面）（企画総務部長）</p> <p>5月 第1回県西地域医療構想調整会議（書面）（企画総務部長）</p> <p>6月 第2回県西地域医療構想調整会議（企画総務部長）</p> <p><主な発言></p> <p>新型コロナの対応のため、病床を確保することは最優先事項であるが、新型コロナに限らず、非常時の医療提供体制をどう考えるかが重要。地域における各医療機関の役割分担を明確にし、病病連携、病診連携、介護サービスとの連携等の姿をしっかりと示す必要がある。</p> <p>人口減少や高齢化による医療需要の増加、2025年を見据えた病床の機能分化・連携と必要病床数を踏まえた対応は引き続き必要である。</p> <p>②下期予定</p> <p>③支部長執筆 下野新聞日曜論壇（再掲）</p> <p>7月18日 「医療のかかり方見直そう」</p> | |

| | 具体的施策等 | 実施状況 |
|--|---|---|
| | <p>④YouTube 広告を活用し、幅広い層へ周知し、加入者の制度理解を促進する。</p> <p>7. 調査研究の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部及び支部が保有するレセプトデータ等を分析し、医療費適正化等に向けた情報発信を行う。 ・医療費適正化に向けた事業の実施につなげるため、栃木県や他保険者等と連携するとともに、外部有識者の知見等も活用して分析を実施する。 <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①事業主及び加入者へ、分析結果に基づく医療費適正化に向けた情報発信を行う。 ②栃木県民の健康意識向上を目的に栃木県や保険者協議会等と連携し、医療費・特定健診データの分析を実施し、事業主及び加入者へ発信する。 | <p>④上手な医療のかかり方に着目した YouTube 広告を作成し、下期に配信を行う。Ⅰ 病院時間外受診の抑制 Ⅱ 子ども医療電話相談周知 Ⅲ 受診料について（再掲）</p> <p>7. 調査研究の推進</p> <p>【具体的取組み】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①下期予定 ②栃木県保険者協議会における医療情報等データ分析事業のため、生活習慣病にかかる医療費データ、特定健診受診率データ、健診質問票の回答集計データを保険者協議会事務局に提供した。詳細な分析は下期予定。 |

| | 具体的施策等 | 実施状況 |
|-----------|---|---|
| 3. 組織体制関係 | <p>1. 人事・組織に関する取組</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部内人事ローテーションを計画的に行い、職員個々の能力を向上させることにより、更なる保険者機能の発揮に向けた組織体制を整える。 <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価制度を適正に運用するため、人事評価要領を職員に再周知し、組織目標を達成するための「個人目標の設定」や職員の役職に応じた「役割定義」等、職員の人事評価制度に関する理解を深める。 <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織基盤の底上げのため、職員の能力・スキルを的確に把握し、階層や経験、職場状況に応じたOJTによる人材育成を行う。また、外部講座等の集合研修を効果的に組み合わせる。 ・ 通信講座等により自己啓発を積極的に行う組織風土を醸成する。 <p>2. 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内部統制基本方針に則り、効率的な業務運営及び事故等が発生しない仕組みの構築に取り組む。 | <p>1. 人事・組織に関する取組</p> <p>(1) 人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支部間異動を踏まえ、支部内についても職員の能力向上のため、計画的に人事ローテーションを実施した。また、更なる保険者機能の発揮に向け、10月以降グループ長補佐を4人とする体制を整えることができた。 <p>(2) 人事評価制度の適正な運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 人事評価制度により目標の設定・管理を行い、人事評価制度の「透明性」「公平性」「納得性」を高めるため、管理者（評価者）と職員との十分なコミュニケーションを図っている。 <p>(3) OJTを中心とした人材育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新入職員（1名）のOJT研修を実施。 ・ 「業務習得項目表」や「能力把握チェックシート」などの活用により職員の能力を見える化し効果的にOJTを実施した。 ・ 研修計画に基づき支部内研修を実施し、情報の共有、職員のスキルアップを行った。 <p><必須研修></p> <p>個人情報保護研修、コンプライアンス研修（7月）</p> <p><伝達研修></p> <p>ハラスメント相談員伝達研修（9月）</p> <p>2. 内部統制に関する取組</p> <p>(1) 内部統制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コンプライアンス委員会、個人情報保護管理委員会及び経営会議の意見を踏まえ、事務処理誤り発生防止策を策定し具体的な取り組みの遵守を |

| 具体的施策等 | 実施状況 |
|--|---|
| <p>(2) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員のリスクに対する意識や危機管理能力を高め、有事の際に万全に対応できるよう、各種リスクを想定した訓練を実施する。 ・ 個人情報保護について、情報セキュリティ教育、情報セキュリティ対策の自己点検を確実に実施し、職員の保有個人情報の取り扱いに関する理解の深化、意識の高揚を図る。 <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 重点目標、活動内容など活動の指針となる年間活動計画を策定し、進捗確認のための委員会を定期的に開催する。 ・ コンプライアンス事案が発生した場合には委員会を速やかに開催し、委員会における決定事項を確実に職員に周知する。 ・ 法令等規律の遵守（コンプライアンス）について、職員研修等を通じてその徹底を図る。 ・ 法令遵守を組織に浸透させ、不正が発生しない組織づくりのため、自主点検について点検方法を順守した点検を確実に行う。 ・ 職員のコンプライアンス意識の向上を図ること及び今後の啓発活動に活かすことを目的とし、職員に自己点検・アンケートを実施する。 | <p>徹底した。また、7月の事務処理誤りゼロ期間にはポスターの掲示、端末画面での注意喚起を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルスの感染疑い等が発生した場合には、速やかに支部内での情報共有、本部報告を行った。 <p>(2) リスク管理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報セキュリティ自己点検結果で遵守が徹底されていない項目についてチェックシートによる再点検を実施した。(6、9月) ・ 個人情報保護研修(7月) 内容：情報セキュリティの基礎の復習、機密性区分の必要性について研修を行った。 ・ 新型コロナウイルスに関する緊急連絡体制、自然災害発生時の安否確認体制を確認するため、全職員に対しシステムによる模擬訓練を実施した。(9月) <p>(3) コンプライアンスの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 倫理・コンプライアンス研修(7月) 内容：ハウレンソウ(報連相)、コミュニケーションの重要性について研修を行った。 ・ コンプライアンス委員会の開催(3回) 内容：事務処理誤り発生防止策、強化月間の取り組み、自主点検の実施結果を踏まえた対応などについて協議し、決定事項は支部掲示板や朝礼などを通して職員に周知した。 |

| | 具体的施策等 | 実施状況 |
|--|--|--|
| | <p>3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合について、20%以下にする <ul style="list-style-type: none"> ・調達における競争性を高めるため、一者応札案件の減少に努める。入札案件においては、業者への声掛けの徹底、公告期間や納期までの期間の十分な確保、仕様書の見直し等の取組みを行うことで、多くの業者が参加しやすい環境を整備する。 ・一者応札となった入札案件については、入札説明書を取得したが入札に参加しなかった業者に対するアンケート調査等を実施し、次回の調達改善に繋げる。 ・また、少額随意契約の範囲内においても、可能な限り一般競争入札又は見積競争公告（ホームページ等で調達案件を公示し広く見積書の提出を募る方法）を実施する。 ・消耗品の発注システムを活用した随時発注による適切な在庫管理等により経費削減に努める。 | <p>3. 費用対効果を踏まえたコスト削減等</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ KPI：一般競争入札に占める一者応札案件の割合：0% (R3.9時点)（一般競争入札案件 7件） <ul style="list-style-type: none"> ・数多くの業者が参加するよう積極的に声掛けを行い、一般競争入札により、競争原理を働かせ、調達にかかる経費をより安価な価格で調達を行った。 ・消耗品管理簿により適切な在庫管理を行った。また消耗品は Web 発注を徹底した。 ・調達審査委員会を計画的に開催し適切な調達を行った。 ・調達結果は漏れなくホームページにおいて公表した。 |